

ご意見への回答

令和8年2月19日
図書館長

【件名】

隣接県との相互貸借協定について

【ご意見】

令和8年2月3日 福島市

福島県立図書館は東北各県の県立図書館と相互貸出の協定を結び、相互に所蔵図書の貸借をしていると承知していますが、福島県は東北最南部に位置していて、新潟県、栃木県、茨城県と隣接し、歴史、文化、経済、交通、交流等あらゆる面で密接に関連していて3県の資料に頼るばあが多いです。

新潟県、栃木県、茨城県の県立図書館と相互貸出協定を締結し、図書館利用者の利便性を高めてください。

【回答】

福島県立図書館へのご要望、ご意見をありがとうございます。

当館では、東北各県の県立図書館だけでなく、利用者が必要とされる資料を所蔵している全国の公共図書館とも相互貸借しています。

北日本図書館連盟に加入館する北海道・東北各県の公共図書館については「北日本図書館連盟図書館資料相互貸借規程」により、相互貸借しています。

新潟県、栃木県、茨城県等北日本以外の図書館とは、全国公共図書館協議会の「公共図書館間資料相互貸借指針」により相互貸借しておりますので、相互貸借協定がなくてもご利用いただいております。ただし、借用する図書館によって送料の負担をお願いする場合があります。

福島県内、北日本の図書館で所蔵していない資料の場合は、他の地域の図書館の所蔵調査をし、借り受けるようにしておりますのでお尋ねください。

(担当 : 資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。